

高齢者虐待防止のための指針

北方町地域包括支援センター

1 基本的な考え方

北方町地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律等124号）の理念に基づき、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2 虐待の定義

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

- （1）本事業所は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。
- （2）委員会の委員長は担当者が務める。
- （3）委員会の委員は、センター長、管理者、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員とする。

- (4) 委員会は、年1回以上、委員長の招集により開催する。
- (5) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
 - ア 高齢者虐待防止委員会その他センター内の組織に関すること
 - イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - エ 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること
 - オ 虐待等が発生した場合、その発生の原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - カ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待の防止の徹底する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに事実確認を行い、その要因の除去に努める。
- (2) 報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報の保護に配慮しながら適切に管理する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 虐待の通報を受けた場合は、センター内で共有するとともに、速やかな解決につなげられるよう努める。
- (2) 職員は自らが虐待を早期に発見できる立場であることを自覚し、利用者の様子を日頃から観察し、変化を迅速に察知できるように努める。
- (3) 職員による虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

(4) 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」及び「北方町高齢者虐待対応マニュアル（北方町）」を参考に対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、町の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談を受け付けた職員は、内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 利用者等に対する指針の閲覧

本指針はいつでも閲覧できるよう、事業所内に備え付けると共にホームページに掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和5年9月1日より施行する。

附則

この指針は、令和7年12月1日より施行する。